

地域密着型「指定通所介護」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(兵庫県指定 第2874002435号)

当事業所はご契約者に対して指定通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。

兵庫県高齢者生活協同組合
デイサービス ふじみ苑

1. 事業者

- (1) 法人名 兵庫県高齢者生活協同組合
- (2) 法人所在地 〒653-0037 兵庫県神戸市長田区大橋町9-4-6
- (3) 電話番号 078-646-3771
- (4) 代表者名 理事長 阿江 善春
- (5) 設立年月 平成11年6月18日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定通所介護事業所・平成15年10月1日指定
兵庫県 2874002435 号
(単独型通所介護事業所)
- (2) 事業所の目的 指定通所介護は、介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に、通所介護サービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 デイサービス ふじみ苑
- (4) 事業所の所在地 〒672-8098 姫路市飾磨区富士見ヶ丘町14番地11
(地域区分-7級地)
- (5) 電話番号 079-230-1580
- (6) 管理者氏名 服部 悦子
- (7) 事業所の運営方針 指定通所介護は介護保険法に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、支援することを目的として、ご契約者に、通所介護サービスを提供します。
- (8) 開設年月 平成15年10月1日
- (9) 通常の事業の実施地域 姫路市内

(10)営業日及び営業時間ー 営業日 月曜日から土曜日までとする。

ただし、12月29日から1月3日までを除く。

営業時間 午前8時15分から午後5時15分までとする。

サービス提供時間 午前8時50分から午後4時20分

(11)利用定員 1日の定員数は10名とする。

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉

※ 職員の配置については、指定規準を遵守しています。

職 種	常勤換算	指定基準
1. 管理者（常勤兼務）	1名	1名
2. 生活相談員（常勤 非常勤）	1名	1名
3. 看護職員兼機能訓練指導員 （非常勤）	1名	1名
4. 介護職員（常勤 非常勤）運転手兼務	4名	

※ 常勤換算:職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数で除した数です。

〈主な職員の勤務体制〉

職 種	勤務体制
1. 管理者（介護職員兼務）	勤務時間：8：15～17：15
2. 生活相談員	
3. 看護職員兼機能訓練指導員 （1日120分以上機能訓練指導員業務）	常勤 勤務時間：8：15～17：15
	非常勤 勤務時間：営業時間及び業務内容による対応時間
4. 介護職員	勤務時間：営業時間及び各業務内容による対応時間(送迎等)
5. 介護職員兼運転手	

3. 当事業所が提供するサービスと料金表

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

(1) 利用料金が介護保険から給付される場合

(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

＜サービスの概要＞

① 食事（但し、食材料費は別途いただきます。）

- ・ 当事業所では調理員が、ご契約者の嗜好を考慮した食事を提供します。
お食事の時間は、12：00～13：00 としています。

② 入浴

- ・ 入浴の介助又は援助を行います。また、清拭も行います。

③ 排泄

- ・ ご契約者の排泄の介助を行います。

④ 機能訓練

- ・ 看護師（機能訓練指導員を兼ねる）により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

＜サービス利用料金（1回あたり）＞（契約書第7条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払ください。（上記サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

☆ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービスの利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ ご契約者に提供する食事の材料に係る費用は別途いただきます。（下記（2）①参照）

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第7条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

① 食事の材料の提供（食材料費）

ご契約者に提供する食事の材料にかかる費用です。

料 金 ： 1回あたり550円

② 通常の事業実施区域外への送迎

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合

は、お住まいと当事業所との間の送迎費用として、下記料金をいただきます。

片道：1 kmにつき15円

③ レクリエーション、クラブ活動

ご契約書の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。利用料金：材料代等の実費をいただきます。

④ 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき：10円

⑤ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ代：100円（普段使用されている方はご持参ください。）

☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

（3）利用料期のお支払方法（契約書第7条参照）

前記（1）（2）の料金・費用は、サービス利用終了時に、月単位でお支払いください。

（4）利用の中止、変更、追加（契約書第8条参照）

- 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスを追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出てください。
- 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合には、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の10% （自己負担相当額）

- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

5. 苦情の受付について（契約書第23条参照）

（1）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

〔苑長〕 服部 悦子

連絡先 079-230-1580

○受付時間 毎週月曜日～土曜日

午前9時～午後5時

また、苦情受付ボックスを玄関に設置しています。

当組合の苦情相談窓口

担当者 中井 崇

連絡先 078-646-3771

受付時間 午前9時～午後6時

（２）行政機関その他苦情受付機関

姫路市介護保険課	所在地 〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地 電話番号 079-221-2923 受付時間 8:35～17:20
兵庫県国民健康保険団体連合会	所在地 〒650-0021 神戸市中央区三宮町一丁目9 番1-1801号 電話番号 078-332-5601

令和 年 月 日

指定通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。
デイサービスふじみ苑

説明者 職 名 氏 名 ⑩

私は、本書面にに基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住 所 氏 名 ⑩

署名代行者 住 所 氏 名 ⑩

（契約者との関係・続柄）

<重要事項説明書付属文書>

1. 事業所の概要

(1) 建物の構造 木 造

(2) 建物の延べ面積 1 3 4 . 5 6 m²

(3) 事業所の周辺環境 **JR** 山陽本線英賀保駅から北西へ約 5 0 0 mの住宅地、
「富士見ヶ丘町」の一番奥の山裾に面したところに位置し、
周辺を静かな環境に恵まれています。
名称の「ふじみ苑」は、富士見ヶ丘町に活力が生まれ、いつまでも元気(不死身)に、裏山の藤の花が咲き誇る、この3つの願いがこめられています。

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

介護職員・・・ご契約者の日常生活の介護ならびに健康保持のための相談・助言等を行います。

7名（管理者・生活相談員・運転手兼務）の介護職員を配置しています。

生活相談員・・・ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

2名の生活相談員を配置し、介護職員を兼務しています。

看護職員・・・主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

3名の看護師を配置しています。

機能訓練指導員・ご契約者の機能訓練を担当します。

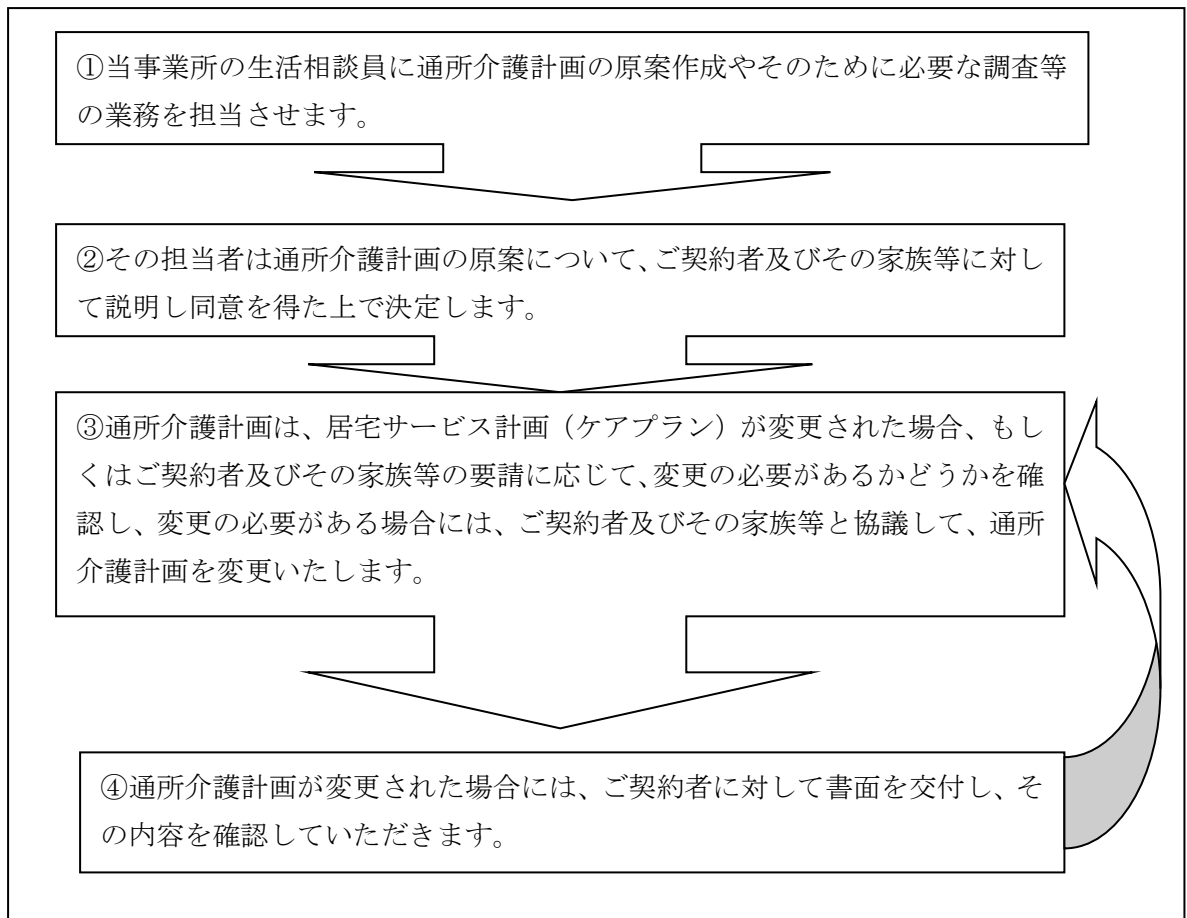
3名の看護師が兼務します。

調理員 ・ 2名を配置しています。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

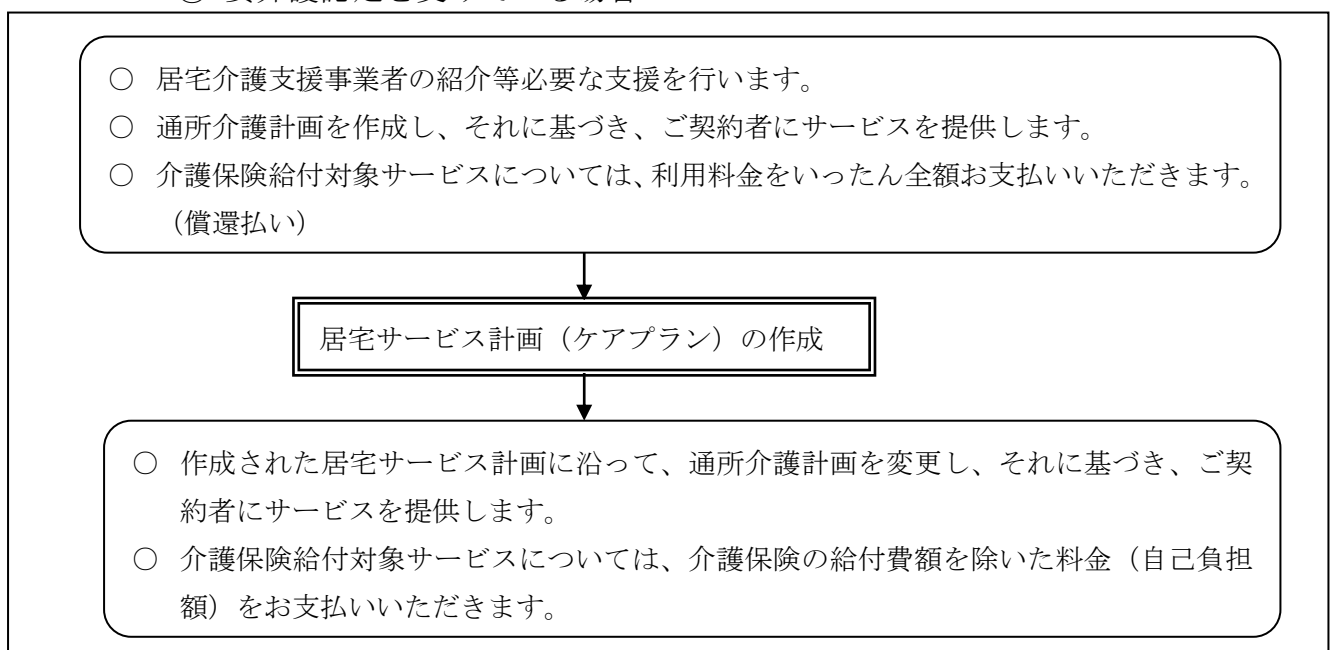
(1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、

「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「通所介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第3条参照）

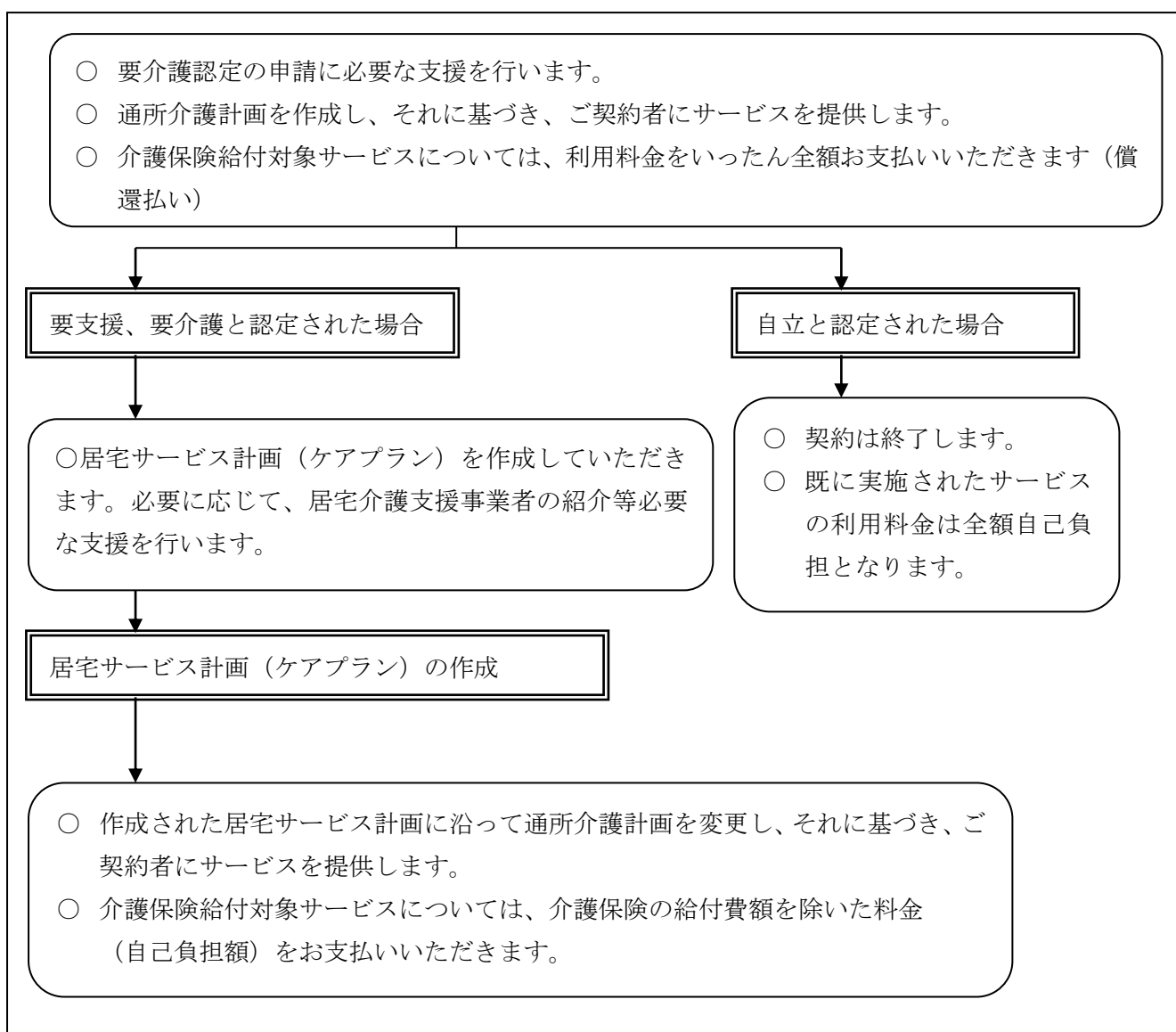


（２）ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

① 要介護認定を受けている場合



② 要介護認定を受けていない場合



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第10条、第11条参照）

当事業所は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、ご契約者の生命、身体、生活環境等の安全確保やプライバシーの保護などに配慮するなど、契約書第10条、第11条に規定される義務を負います。

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ 非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご契約者に対して、定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行います。
- ④ ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要には、速やかに主治医への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑥ 事業者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者またはご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません（守秘義務）ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身の情報を提供します。
- ⑦ 急なキャンセルや送迎時間の変更する場合は、事前に連絡をします。

また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約の同意を得ます。

5. サービスの利用に関する留意事項

（1）施設・設備の使用上の注意（契約書第12条、第13条参照）

- 施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊した相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

（2）喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

6. 損害賠償について（契約書第14条、第15条）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更と同じ条件で更新され以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することがますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

（契約書第17条参照）

- ① 介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑥ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい）

（1） ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第18条、第19条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の5日前（最大7日）までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

（2） 事業者からの契約解除の申し出（契約書第20条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、事業者やサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの不信行為、ハラスメント行為が発覚し、再三の申し入れをしても改善がみられない場合

（3） 契約の終了に伴う援助（契約書第17条参照）

契約が終了する場合には、事業所はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。